

平成24年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	結果意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
36	意見	施設にかかるコストの計算について	[はまなす医療療育センターとのコスト比較] 県は、あすなろ医療療育センターへの繰入金(県支出額)を減らすためにも、規模の縮小に応じた職員の配置や非常勤職員等の有効活用を図る必要がある。	平成26年4月に診療所(有床)を併設した福祉施設への施設機能の転換を予定している。転換にあたっては、サービスの質を確保しつつ、効率的な運営体制を検討していく。	あすなろ医療療育センター
44	意見	資産の管理について	[未稼働の重要物品について] 心電計及びボディソニックリラクゼーション機器は使用されずに保管されている状態である。今後も使用しないのであれば、滅失手続を経て廃棄することが望まれる。	心電計及びボディソニックリラクゼーション機器について、平成25年7月11日に廃棄に係る決裁を得て、同年7月18日に廃棄した。	精神保健福祉センター
46	意見	施設にかかるコストの計算について	[秋田県精神保健福祉センター及び岩手県精神保健福祉センターとのコスト比較] 法定業務に加えて精神科デイ・ケア、精神科クリニックを実施していることにより、人件費や需用費が増加している。秋田県・岩手県と異なり単独施設であるがために、総務(庶務)業務にもコストをかけている。 総務(庶務)業務にかかる人件費を圧縮し、より効率的な施設運営を行うためには、将来的に隣接するつくしが丘病院や他の相談機関等との併設あるいは事務部門の統合も視野に入れて検討していくことが望ましい。	他機関との物理的な併設・統合を直ちに検討することは困難であるが、他機関との事務部門の組織的統合については、将来的な課題として検討していく。	精神保健福祉センター
49	意見	施設にかかるコストの計算について	[精神科デイ・ケア業務にかかる事務の執行について] 精神保健福祉センターにおいて精神科デイ・ケア業務を実施していくには、精神科デイ・ケア業務に係る費用(追加費用)と獲得できる診療報酬収入(追加収入)を対比して採算が取れているのかを検証して、診療報酬収入をより多く獲得するとともに、人件費や需用費を削減することによって採算性を高めることが重要である。	平成19年度から平成24年度までの精神科デイ・ケア業務の採算性について検証を行ったところ、業務費用(人件費を含む。)が診療報酬収入を下回った年度が3回、上回った年度が3回で、収支差額も少額となっていることから、業務費用と診療報酬は、均衡が取れた状態にあったことを確認した。 今後も、診療報酬収入を多く獲得するよう努めるとともに、処遇の質が低下しないよう配慮しつつ、支出の抑制に努めていく。	精神保健福祉センター
57	結果	資産の管理について	[遊休資産(リース契約)について] 平成19年11月から平成24年10月までの5年間のリース契約で「ユビキタスシステム」を導入しているが、平成22年度以降は利用されていない。中途解約が実質的に不可能な契約であるため、契約期間終了までリース料が支出され、結果的に22年度以降のリース料が無駄に支出された状況である。 今後は同様の事案が発生しないよう、事前に費用対効果や契約方式の検討を十分に行う必要がある。	今後、IT機器等を活用した情報提供を行う場合は、コストが低いソフト開発によることを基本とし、新たなIT機器等を導入する場合であっても、費用対効果や契約方式等について、事前に十分検討した上で判断することとした。	県立美術館

平成24年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	結果意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
58	意見	資産の管理について	<p>[帳票と現物の照合について]</p> <p>「美術工芸品について、(中略)重要物品増減及び現在高報告書提出時に現物との照合を行っていない所属がある」との平成22年度特定行政監査結果に対し、「重要物品である美術工芸品については、今後、年1回その所在について確認を行うこととする。」との措置状況が公表されている。平成23年度において、帳票と現物の照合を行い、重要物品に該当する美術資料の全部について存在を確認し、その事跡として「H23重要物品確認リスト」を作成していた。</p> <p>照合作業にあたって、梱包状態の物品の内容の実在性をどのように確かめたか、また展示中の物品についてはどのようなタイミングで照合したかといった点を美術館のノウハウとして蓄積するために、マニュアル化しておくことが望まれる。</p>	<p>重要物品である美術品は、毎年度定期的に作品画像データベース等を活用して所在を確認している。</p> <p>また、梱包状態の作品については、年4回の常設展等の展示替の機会を活用して、データベースに記録しながら内容確認を行うよう手続きを明確にした。</p>	県立美術館
58	意見	資産の管理について	<p>[管理票について]</p> <p>作品に直接管理票を貼付することは作品の保全上適当ではないとして管理票が付されていない。物品情報を作品の外箱に記すなど代替的な方法を試みているとのことだが、作品以外の重要物品には、帳票と現物の確認を効果的・効率的に実施するために、管理票を活用する必要がある。</p>	<p>美術品については、作品の特性に応じて識票に替えて作品画像データベース等により管理している。</p> <p>また、美術品以外の重要物品については、一部新たに備品の識票を貼付し、識票貼付が困難な物品については写真撮影をするなど、現物確認が的確に行えるようにした。</p>	県立美術館
60	意見	施設にかかるコストの計算について	<p>[行政コストの年次比較について]</p> <p>平成19年度以降増加傾向にある行政コストを抑制しつつ、収入の増加を図っていくことが効率的な運営を支えたと考えられる。大まかには利用者の増加・利用料収入の増加を図ること、事業費・管理運営経費を節減すること、設備の延命化を図ることがあげられる。</p> <p>また、県が作成しているバランスシートと行政コスト計算書について、活用を図ることが望まれる。</p>	<p>平成25年3月に策定した「青森県立美術館5ヶ年運営計画(H24-H28)」において、新たな運営システムによる機能強化や計画的な施設整備等を実施することとし、バランスシートや行政コスト計算書等を活用しながら、運営の効率化や経営の合理化を図ることとした。</p>	県立美術館
61	意見	施設にかかるコストの計算について	<p>[他県の施設とのコスト比較]</p> <p>島根県・福井県との比較を行ったところ、3館の中では青森県の行政コストが最大で、利用者負担率が最小となっている。入館者をもっと増やすこと、行政コストの削減に努めることにより、利用者負担率を上昇させる余地はあると考える。</p> <p>現状では、観光事業との相乗効果が十分に生かされているとは言い難く、三内丸山遺跡との一体的な集客も目に見える成果を上げていないが、アイデア次第で集客の余地は多く残されているとも考えられる。</p>	<p>平成25年3月に策定した「青森県立美術館5ヶ年運営計画(H24-H28)」において、美術館の個性を顕在化し魅力向上を図るほか、効率的、効果的な運営体制の構築を図るためPCDAサイクルを確立することとした。当該計画に基づき、入館者増とコスト削減に取り組む。</p> <p>なお、平成25年度には、三内丸山遺跡の復元住居等を活用し、シンポジウムや読み聞かせ会等のイベントを実施するなどして、三内丸山遺跡との連携を深めるとともに、県外でワークショップを開催するなどして、情報発信を図り、入館者の増に努めている。</p>	県立美術館

平成24年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	結果意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
68	結果	情報公開について	[年報の発行について] 情報発信の一つとして年報を発行しているが、平成21年度以降未発行となっている。年報作成のため毎年度予算を確保しているものの、ほかの広報経費に支出している。毎年度適時に発行する体制を整備すべきであり、内容及び発行時期についても標準化することが望まれる。	年報については、毎年第2四半期を目途に発行することとし、平成24年度分の年報については平成25年8月に発行した。 なお、平成21～23年度の年報については平成25年3月までに発行し、ホームページで公表した。	県立美術館
69	意見	指定管理者制度について	[美術館運営改革プランについて] 「美術館運営改革プラン」を包括する形で平成24年度中に策定する5ヶ年計画(平成24年度～平成28年度)の間は、県が美術館を直接管理運営するとしながら、指定管理者制度の導入については、管理手法の一選択肢として検討していくとのことである。 5ヶ年計画を遂行する中で、指定管理者制度の導入によって新たな事業展開を含めてサービス向上が期待できる部分、経費の効率化が期待できる部分を明らかにしつつ、制度の導入を継続的に検討することが望まれる。	平成25年3月に策定した「青森県立美術館5ヶ年運営計画(H24-H28)」において、経営の合理化や財務体質の強化等に取り組み、効率的、効果的に運営する総合的なマネジメントシステムを構築するとともに、指定管理者制度も含めた最適な管理運営方策の検討を継続することとした。	県立美術館
81	意見	支出手続について	[青森県総合社会教育センターと県立図書館に共通して発生する経費について] 総合社会教育センターと県立図書館に共通して発生する費用は両施設で按分していたが、平成24年度以降総合社会教育センターに指定管理者制度が導入された結果、従来両施設で按分していた費用について平成24年度においては県立図書館では予算計上していない。 予算上、両施設に共通して発生する費用について県立図書館で予算計上しないことは問題ないが、管理会計上、県立図書館はこれらの経費も含めて管理することが望ましい。	総合社会教育センターと県立図書館に共通して発生する費用については、県立図書館相当分を按分して管理し、要覧(平成25年度版)に記載し、公表することとした。	県立図書館
82	意見	支出手続について	[「古文書マイクロフィルムデジタル化業務委託」の事務について] 指名競争入札において、結果的に1者が入札に参加しており、その者と契約を締結している。今後、同様の業務を行う場合の参考とするためにも、入札辞退者へ辞退理由を確認するなど1者のみの参加となった理由を確認しておく必要がある。 また、指名業者への通知から入札までの期間が妥当であったかについても再度検証する必要がある。	入札辞退者へ確認した結果、辞退の主な理由は、専門的で、特殊な機械を用いて行う業務であったため、とのことであった。 当業務は平成22・23年度の事業であり、県財務規則に則り処理したものであるが、これらの点を踏まえ、監査結果については今後の業務の参考としていきたい。	県立図書館
83	意見	施設にかかるコストの計算について	[行政コストの年次比較について] 利用者1人あたりの行政コストは、ここ数年減少傾向にある。これは年間利用者数が増加していることに起因しており、今後も利用者1人あたりの行政コストを引き下げる努力を継続していくことが望まれる。	利用者1人あたりの行政コストの引き下げについては、これまで同様に図書館全体経費の節減に継続的に取り組んでいくこととした。	県立図書館

平成24年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	結果意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
84	意見	施設にかかるコストの計算について	〔他県の図書館とのコスト比較〕 今後、他の指定管理者導入自治体における図書館の人件費（指定管理者人件費を含む）と青森県立図書館の人件費を比較する必要がある。図書館の運営の在り方については県が決定することであるが、人件費も含めて経費の節減については今後も努力が必要である。	都道府県立図書館において指定管理料に人件費を含むのは、岩手県立図書館のみであるが、指定管理料のうち人件費相当額が明確でないことから、比較は困難であった。なお、施設維持管理業務に指定管理者制度を導入している都道府県立図書館の行政コストとの比較を行うこととした。 また、利用者1人あたりの行政コストの引き下げについては、これまで同様に図書館全体経費の節減に継続的に取り組んでいくこととした。	県立図書館
86	意見	施設運営の在り方について	〔図書館の管理運営の在り方についての継続検討〕 今後も県が直接管理運営しながら、ボランティアを導入することによってサービス向上を図るとしており、現状において指定管理者制度は導入しない方針をとっており、県の方針については特に問題ないと考え、ボランティアを導入したことによるサービスの向上効果については定期的に確認する必要がある。	ボランティアとの意見交換会を実施し、また、一般利用者等からボランティア活動に関する意見を徴し、サービスの向上効果について、定期的に検証することとした。	県立図書館
88	意見	施設運営の在り方について	〔ボランティア制度の実効性を高める方策の検討〕 ボランティア制度を導入したことは大変評価ができる点である。ボランティアが今後も有効なものとなるために課題等に随時対応することが望まれる。また、ボランティア制度による効果（サービス向上と結果としての経費節減）については定期的に確認する必要がある。	ボランティア活動の充実を図るため、研修や意見交換を実施するとともに、一般利用者からボランティアに関する意見を徴し、ボランティア制度による効果について、定期的に検証することとした。	県立図書館
97	意見	資産の管理について	〔非構造部材等の管理〕 耐震対策として、平成9年度に本館・食堂、平成20年度に体育館の耐震工事を行っている。一方、非構造部材の被害の可能性については実態の把握が難しい状況にある。今後も学校施設に準じて定期的な点検が必要と思われる。	従前より、毎月第一週に施設設備の安全点検を行っていたが、平成25年6月に非構造部材点検チェックリストを新たに作成し、それに基づき、非構造部材についても点検を行うこととした。	梵珠少年自然の家
99	意見	施設にかかるコスト計算について	〔行政コストの年次比較について〕 施設の有効性を判断するためには、行政コスト計算書、バランスシート以外の指標も加味した多面的な分析が必要となるが、今後も施設の有効性を高めるため工夫が必要である。	8月の利用促進及び11月から4月の主催事業の見直しを行うことで、利用者の増加を図り、今後も利用者1人当たりの行政コストの引き下げなど、施設の有効性向上に努めることとした。	梵珠少年自然の家

平成24年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	結果意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
101	意見	施設運営の在り方について	[少年自然の家の管理運営の在り方についての継続検討] 公の施設の管理の在り方については、サービスと費用の関係で見なければならないため、指定管理者制度の導入が必ずしも万能薬というわけではないが、少なくとも経費節減という課題に対しては、取り得る選択肢の一つである。指定管理者制度の導入あるいは一部導入も含め、管理運営の在り方については今後も継続的な検討が必要である。	管理運営の在り方については、指定管理者制度の導入も含め、自然体験活動や集団宿泊訓練等を通して、心身ともに健全な少年を育成するという少年自然の家の役割を踏まえ、引き続き検討することとした。	梵珠少年自然の家
102	意見	施設運営の在り方について	[8月の利用の促進について] 部活での利用の促進や主催事業の実施などを検討し、8月の利用者を増やす工夫が必要である。	部活動に加え、幼稚園や保育園、子育てサークル等に向けた利用例やモデルプランを記載したチラシを作成し、配布するとともに直接出向いて説明することにより、利用促進に努めることとした。 また、家族単位でキャンプ場・炊事場を利用できる事業の開発を行い、8月の一定期間、キャンプを実施することとした。	梵珠少年自然の家
102	意見	施設運営の在り方について	[主催事業の実施時期について] 利用者が少ない11月から4月頃までの利用をいかに増やすかが今後の課題である。この時期は小学校の各種イベントも多いことから、これらに配慮しつつ積極的に主催事業を行うことが望ましい。	積雪期における自然体験事業の開発を行い、チューブそりコースやスノーシュー等を活用し、申込不要で冬の自然に親しむことのできる事業を行うこととした。	梵珠少年自然の家

平成24年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	結果意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
147	意見	資産の管理について	<p>[適切な管理体制について]</p> <p>現状の体制については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課長及び管理事務所長等の一定の役職に兼任が多くみられる</li> <li>・経理課長が10年以上異動していない</li> </ul> <p>の問題があると考えられる点もある。</p> <p>現在、高コスト体質から脱却すべく一般管理費等を削減しており、人員増による管理の重層化が困難であるのは理解できるが、責任が特定個人に集中しすぎでは組織的な牽制が機能しにくくなる恐れがある。また、異動がないことは、組織運営面及び業務環境面でも問題がある。</p> <p>現在のところ平成41年度まで存続することを前提とした組織を考える必要があり、そのことを考慮して、交代・後任の人材育成・登用を考えなければならない。</p>	<p>内部牽制については、決裁権者と押印管理者を異にし、また、監事による経理に関する例月監査を実施していること等により、内部牽制を図っている。</p> <p>今後は、担当業務のローテーションや人材育成・登用など、将来的な組織のあり方について継続的に検討していくこととした。</p>	青森県道路公社
148	意見	資産の管理について	<p>[みちのく有料道路の無料休憩所について]</p> <p>無料休憩所の稼働は低いものであり、施設管理についても行き届いてはいえず、積極的な活用方法の検討も困難な状態である。</p> <p>施設の管理については、稼働状況に拘わらず、掃除や設備の改修、見回りによる確認業務などが発生するため、現在の状況では閉鎖することも検討しなければならない。閉鎖しない場合は、遅くとも上北道路・上北天間林道路・天間林道路と連絡するまでに新たな利用方法を検討しておく必要がある。</p>	<p>現在の利用状況や施設の老朽化による維持補修の必要性を踏まえ、平成26年度までに解体する予定である。</p>	青森県道路公社
150	意見	人件費及び人員構成について	<p>[将来の組織像について]</p> <p>現在のところ、少なくとも平成41年度までの存続を前提とした組織・人員構成について考えていかなければならない。道路公社が管理運営する有料道路は、料金徴収期間が満了した後は、無料開放され、一般県道と同じ扱いになるため、将来的には県に移管する前の段階から道路公社に県の職員を派遣し、徐々に県に管理を移行していくなどの対応が必要である。</p> <p>県から職員を派遣を行う際にも、道路公社の負担増に結びつく場合、残債の処理という形で県が最終的な負担を追うこととなる可能性があるが、そうならないような形で、県の職員派遣を検討するべきである。</p>	<p>道路公社が管理する有料道路の県移管等については、まだ具体的な検討がなされておらず、現時点では将来的な組織のあり方についての検討が困難であり、適切な時期に検討することとしている。</p>	青森県道路公社
151	意見	事業にかかる事務の執行について	<p>[安全性向上策について]</p> <p>今後も設備の老朽化は一層進み、維持補修にかかる費用が今まで以上に発生する可能性が高いと考えられ、債務の早期返済と道路の維持管理業務がトレードオフになる可能性も捨てきれない。</p> <p>重大事故に繋がる可能性がある橋梁やトンネル、落石などの対策にかかる工事については、今後も県との協議により適切に対応することが望まれる。</p>	<p>みちのく有料道路の橋梁耐震補強工事は、県の補助金を活用し、平成25年度で完了予定であり、また、トンネルについては平成25年度から一部補修工事を実施している。</p> <p>なお、各有料道路の施設の補修において、今後も県と協議をし、県の補助金を活用できるものはこれを優先し、公社単独費と併せ、適切な施設の管理に努めていくこととしている。</p>	青森県道路公社

平成24年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	結果意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
153	意見	出資団体の事務に対する県の関与について	[みちのく有料道路の借入金等の返済可能性について] みちのく有料道路の借入金等を全額返済するには、料金徴収期間が終了する平成41年度まで毎年6.5億円以上の金額を返済し続ける必要がある。 道路公社が借入金等の返済を優先させ、工事等を抑制するということ予防するためにも、県が、道路の管理運営上、安全性に直結するものについては、必要な措置を講じることを要望する。 県においても、上北道路・上北天間林道路・天間林道路の開通に合わせ、みちのく有料道路の利用促進を考慮した、施設の誘致・建設、または周辺アクセスの整備などは積極的に行ってもらいたい。	県では、公社が道路の機能向上のための工事を実施するために、補助金を公社に交付し、すでに橋梁の耐震補強工事等を実施済みであり、平成25年度にはトンネル天井板撤去工事を実施したところである。 また、上北自動車道の開通に合わせて、インターチェンジへのアクセス道路の整備等を実施している。	青森県道路公社 (道路課)
157	意見	出資団体の事務に対する県の関与について	[青森空港有料道路の借入金等の返済可能性について] 将来の返済可能性を試算したところ、料金徴収期間満了時(平成29年度)において約29億円が残存する可能性が高いという結果となった。この金額は、道路公社の自助努力では対応できない金額であり、県として、料金徴収期間を延長するか、借入金等を精算した上で一般県道として無料開放するか、早急に対応を考える必要がある。	当面は、債務の着実な圧縮に努めつつ、利用状況、債務の返済状況、経済波及効果等を見極めながら、平成28年度に料金徴収期間延長するか、無料開放するかを判断することとする。	青森県道路公社
158	意見	出資団体の事務に対する県の関与について	[第二みちのく有料道路の借入金等の返済可能性について] 将来の返済可能性を試算したところ、料金徴収期間満了時(平成34年度)において約46億円が残存する可能性が高いという結果となった。現状では道路公社の自助努力では対応できない金額であるが、上北道路・上北天間林道路・天間林道路が開通した際に、プラスの影響は期待できるものである。県としては、この影響を見極めた上で対応を考える必要がある。	当面は、債務の着実な圧縮に努めつつ、利用状況、債務の返済状況、経済波及効果等を見極めながら、平成33年度に料金徴収期間延長するか、無料開放するかを判断することとする。	青森県道路公社
173	意見	資産の管理について	[余裕金の運用について] フェリー埠頭公社は余裕金を定期預金で運用しているが、運用のタイミング等については見直す余地がある。 現在は超短期の定期預金も商品化されるなど多様化しており、このような商品の利用可能性も検討する必要がある。あるいは、寄附行為で認められている国債や地方債の運用も検討する価値はあると考える。 現在の定期預金への預け入れのタイミングや預入額については、よりきめ細かい配慮が必要と考える。	余裕金については、きめ細やかな効率的運用を図るため、平成25年2月より、短期間の定期預金での運用を行うこととした。	青森県フェリー埠頭公社
174	意見	資産の管理について	[金銭管理の方法のマニュアル化について] 金銭管理の方法については、財務規程に金銭出納についての定めがあるが、原則的な考え方を示したもので、日常業務の具体的な進め方までを規定したものではない。 金銭管理は特に透明性が求められる業務であり、透明性確保の前提として、マニュアル等による可視化が必要である。現状においては、金銭出納の方法についての業務マニュアルが作成されていないが、マニュアル化が必要である。	財務規程において定められていない現金等の金銭管理マニュアルについては、当公社及び他公社等の取扱いを調査のうえ、今後、整備を図ることとしている。	青森県フェリー埠頭公社

平成24年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	結果意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
175	結果	会計処理及び経理処理について	[青森港フェリー埠頭 第2・第3バース可動橋油圧配管工事について] 工期延長に伴う契約保証の延長が行われておらず、無保証となっている期間があった。工期を延長した場合は契約保証期間の延長も行うことが原則であるため、今後、同様の事例が生じた場合には、対応に注意する必要がある。	契約工事の工期延長による契約保証の保証期間延長の確認については、契約変更締結時に「保証期間確認」欄を設けるとともに、平成24年11月以降関係職員全員に周知徹底を図った。	青森県フェリー埠頭公社
176	意見	会計処理及び経理処理について	[青森港フェリーターミナル解体工事について] 12者が応札して、うち10者が最低制限価格未満で失格となり、2番目に高い価格で入札した業者が落札している。入札参加者の応札額が近似している状況からみて、工物品質に大きな違いが生じることはなかった可能性も考えられる。 低価格での応札による工物品質の低下の可能性を懸念するのであれば、最低制限価格制度よりも低入札価格調査制度を採用していたほうがメリットがあったのではないかと考える。 最低制限価格制度の意義とメリットを再考し、入札制度の在り方も見直しを行う必要がある。	青森港フェリーターミナル解体工事について、低入札調査を行うためには、建築工事に係る高度な専門性が必要であり、公社の体制に鑑み、十分な調査を行えない懸念があったため、最低制限価格を設定し、発注したものであるが、当該建築工事のように、公社の体制に鑑み、県の運用と取扱を異にせざるをえない場合について、入札制度の見直し(公社指名審査要領の改正)を行った。	青森県フェリー埠頭公社
178	意見	会計処理及び経理処理について	[入札制度の明確化について] フェリー埠頭公社の財務規程では、契約は、原則として青森県財務規則の契約の例に準じて行うと定めているが、青森県の契約実務と完全に一致させることまでは想定していない。青森県の契約実務と完全に一致させていないのであれば、フェリー埠頭公社としての契約のルールを規則等で具体化しておく必要がある。	契約に係る県の契約実務と取扱を異にする場合には、青森県フェリー埠頭公社入札指名審査会において、その妥当性を判断するとともに、議事録に明記することとし、公社指名審査要領の改正を行った。	青森県フェリー埠頭公社
179	意見	人件費及び人員構成について	[理事会の出席状況について] 1事業年度における理事会の開催回数は3回程度であり、また、理事が全員出席しているケースは見受けられなかった。 フェリー埠頭公社は「公益財団法人」への移行を目指して作業を進めているが、新制度移行後の理事会の在り方については十分留意する必要がある。	平成25年4月1日の公益財団法人移行後は、理事会、評議員会ともに代理人などは認められず本人出席が必要となることから、出席できる時期等に十分留意し日程調整を行うこととした。	青森県フェリー埠頭公社
181	意見	事業にかかる事務の執行について	[バースの利用方法の明確化について] 青森港では、フェリー会社3社を相手方として一括して棧橋等賃貸借契約を締結している。当該貸付物件をフェリー会社間でどのように使用するかについては同契約に具体的に明示されておらず、契約書の他に具体的に定めた文書は作成されていないため、フェリー埠頭の使用方法についても、賃貸借契約あるいはその他の文書で明確化しておくことが望ましい。 青森港のバースの利用方法は、フェリー埠頭公社とフェリー会社各社との協議により決められているとのことだが、協議結果が明文化されていない。フェリー埠頭の具体的な使用方法については文書化しておくことが望ましい。	青森港フェリー埠頭施設の供用開始(昭和47年)以来、施設の効率的な使用及び臨機応変で柔軟な対応をするため、船社ごとに施設を割り当てて契約することはしていないが、平成26年4月に、棧橋等賃貸借契約の更新が予定されていることから、現在船社と協議中であり、協議によって必要な部分については文書化する。	青森県フェリー埠頭公社



平成24年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	結果意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
181	意見	事業にかかる事務の執行について	〔バースの利用方法の平準化について〕 現在は、第2・第3バースに利用が集中しており、施設の有効活用の観点からみると特定のバースに利用が集中することは望ましくなく、施設の利用状況が極力平準化されるよう、積極的に対応を図っていくことが望ましい。 第4バースは県が管理する施設であり、賃貸料を県に支払って借り受けている。多額の賃貸料を支払っている施設が有効に利用されないのは大きな不効率であり、その有効活用を図る必要がある。	平準化については、各バース毎に利用できる船舶の大きさ、接岸方法が違うほか、発着時間の調整もあることから、現状では平準化は難しい。現在使用していない第4バースについては、来年度から就航する新造船が利用を予定しているほか、今後も船舶の大型化などに伴い、利用の増加が見込めるものと考えている。	青森県フェリー埠頭公社
183	意見	出資団体の事務に対する県の関与について	〔災害復旧引当預金の取り扱いについて〕 公益財団法人への移行を目指して作業を進めているが、新公益法人制度では、災害復旧引当預金のような将来の特定の活動に要する資金を積み立てることが出来る条件の一つとして、その資金を使う活動の内容及び時期が具体的であることという条件があり、災害復旧引当預金は認められないことになる。 災害が発生した場合の対応方法については、平常時から考え方を整理しておくことが望ましく、フェリー埠頭公社及び県はそうように対応を図る必要がある。	公社の所有する施設については、災害発生時の対応として、従前の災害復旧引当預金に代わる管理運営特定資産(約12億円)を設け対応することとした。なお、資金不足の場合には、借入により対応することとなる。	青森県フェリー埠頭公社
184	意見	出資団体の事務に対する県の関与について	〔修繕引当預金の取り扱いについて〕 修繕引当預金の原資は、フェリー会社から収受する棧橋等賃貸料であるが、青森港フェリー埠頭に関しては、平成21年度から平成25年度までの賃貸借期間においては、棧橋等賃貸料に修繕引当預金充当分を含めていない。現状における修繕への対応は過去の積み立て分で行っており、問題は生じていないが、現在の状態が続けば、将来的には修繕引当預金が枯渇する可能性もある。 修繕引当預金の原資を誰が負担していくのかについても、フェリー埠頭公社、県及びフェリー会社間で考え方を整理しておく必要がある。	公社では、平成26年4月からの棧橋等賃貸借契約の更新に当たっては今後5か年間で見込まれる修繕費用を賃貸料で全て賄うことにしており、現在船社と協議中である。	青森県フェリー埠頭公社
184	意見	出資団体の事務に対する県の関与について	〔平成26年度までの修繕引当金と災害復旧引当金の取り扱いについて〕 フェリー埠頭公社とフェリー会社3社は、棧橋等賃貸借契約に関する覚書を交換しており、同覚書では、災害復旧引当金及び修繕引当金の一部は契約期間中繰り延べとしている。 将来の復旧工事の在り方や、将来の修繕引当預金の原資の負担の在り方を整理する前提として、平成21年度から平成25年度までの修繕引当預金及び災害復旧引当預金の原資の取り扱いについても考え方を整理しておく必要がある。	平成21年度から平成25年度までの賃貸借期間における災害復旧引当金及び修繕引当金相当額の繰り延べについては、船社からの原油価格の高騰による燃料費増加などによる厳しい経営状況に基づいた要請による特例的な措置であり、その取扱については、現在船社と協議中である。 将来的な復旧工事や復旧引当預金の原資負担の在り方とともに、船社と協議し公社の対応を整理する。	青森県フェリー埠頭公社

平成24年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	結果意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
185	意見	出資団体の事務に対する県の関与について	[フェリー埠頭公社のキャッシュ・フローの状況について] 青森港フェリー埠頭及び八戸港フェリー埠頭とも、棧橋等賃貸料は定額となっており、損益計算書上では安定的に利益が出ているが、最近のキャッシュ・フローは必ずしも安定しておらず、このような状況は今後も続く可能性があるため、今後より一層、経費の削減や自主財源の獲得に努めていく必要がある。	平成25年4月1日の公益財団法人移行を踏まえ、月次損益、業務推進状況、それらの課題等の的確な把握に努めるとともに、引き続き、経費節減のほか、余裕金のきめ細かな運用等により自主財源の獲得に努めることとした。	青森県フェリー埠頭公社
198	意見	資産の管理について	[現金等の管理について] 手持ちの現金を極力少なくするよう努めるとともに、預金通帳・印鑑の管理を含め、より一層慎重で、かつ牽制の利いた管理について検討することが望まれる。	手持現金は釣銭等日常業務の必要最小限度額としているほか、通帳と印鑑はそれぞれの管理者の監督のもと、別々に管理することとした。	青森県観光連盟
198	意見	資産の管理について	[固定資産の管理について] 定期的な棚卸を網羅的かつ効率的に行い、遊休資産の把握や資産の有効利用を図る前提として、個々の資産に管理票を貼付するなど、従来よりも緻密な固定資産管理を行うことが望ましい。	固定資産管理台帳に基づき固定資産の写真撮影を行い台帳に写真を添付し体系的な管理を行うこととした。	青森県観光連盟
198	意見	資産の管理について	[修繕費の負担について] アスパムは開館後26年を経過し、今後、修繕や設備の更新に係る費用が増えてくることも予想される。観光連盟の中長期的な経営見通しを立てるためにも、アスパムの今後の修繕計画とその費用負担ルールについて、県と観光連盟で改めて確認しておくことが必要である。	アスパムの修繕費用については、1件100万円程度までは観光連盟が負担し、それを超えるような場合は県負担としていたが、県との建物(無償)賃貸借契約書では明記されていないため、100万円以上の修繕を県負担とする覚書を取り交わした。	青森県観光連盟
199	意見	資産の管理について	[アスパムの位置づけについて] 今後のアスパムに求められる機能や役割を確認し、施設コンセプトの統一性や県施設の有効活用、あるいは観光連盟の他事業との相乗効果や収益貢献などの観点から、アスパムの性格や位置づけを明確にしていくことが望まれる。	アスパムの位置づけについて、青森県観光国際戦略推進本部が策定予定の新たな観光戦略や中期経営計画策定過程で関係機関と協議し、検討していくこととしている。	青森県観光連盟

平成24年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	結果意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
201	意見	会計処理及び経理処理について	<p>[委託契約の経済性について]</p> <p>県の補助事業、受託事業では随意契約、特に一者随契が多くなっている。個別に見ると一定の合理性のある事情は認められるが、価格の競争性が行われない契約が中心となっているのは事実である。</p> <p>観光物産館管理運営事業と駐車場管理等運営事業でも3割程度が一者随契である。また、指名競争入札が行われている契約も毎年入札参加者が類似し、結果的に同一業者が落札している状況が長期に続いている。</p> <p>今後、委託契約の競争性、透明性のより一層の向上を図り、経済性を追求した事務手続きとしていくことが望まれる。</p>	<p>随意契約を行う際には、原則として2者以上からの見積書を徴することとし、1者随契を行う際は合理性の判断を慎重に行うとともに、その理由を明記することとした。</p> <p>また、指名競争入札については、当連盟の会計事務が青森県財務規則により処理することになっていることから、業種区分、契約金額及び県の等級名簿により適正に処理を行っているが、執行管理においても新たに担当者を定め確認を徹底することとした。</p>	青森県観光連盟
204	意見	人件費及び人員構成について	<p>[賞与引当金の計上について]</p> <p>現在、賞与引当金が計上されていないため、その計上が課題となっている。公益法人会計基準に則り、適切に処理することが求められる。</p>	<p>公益法人移行を契機として、賞与引当金を平成24年度会計に予算計上した。</p>	青森県観光連盟
204	意見	人件費及び人員構成について	<p>[観光連盟の専門性について]</p> <p>現在、観光連盟は派遣職員の受入に際して特に前職での観光関連の経験や専門性は求めているが、民間企業からの受入に際しては観光連盟に不足する経験や専門性を有する職員の派遣を依頼することも考えられる。また、プロパー職員を民間の観光関連の企業に派遣し、必要な専門性を身に付けさせるというような取組も必要となってくると考える。</p> <p>そのためには、青森県の観光振興に対して、今後、観光連盟がどう貢献していくか、そのためにどのような専門性やスキルをもった組織になる必要があるか、現在の体制では何が不足しているのか、今後どの分野を強化していかなければならないかなどについて分析することが必要になる。将来のあるべき観光連盟のスキルセットと現在の観光連盟のスキルセットを整理し、そのギャップを認識するようなことから取り掛かることを提案したい。</p>	<p>これまで、旅行業者(JR)、金融機関、県、市町村等から観光連盟に不足する知識を有する外部の人材の派遣を受け、職員間の専門知識の共有化によりスキルアップを図ってきた。</p> <p>また、プロパー職員を県観光国際戦略局に研修生として勤務させ、実際に県の施策に携わり、観光関連事業者等と折衝するなどして、観光に関する専門的知識の習得を図っている。</p> <p>観光連盟の専門性向上については、青森県観光国際戦略推進本部が策定予定の新たな観光戦略や中期経営計画策定過程で関係機関と協議し、検討していくこととしている。</p>	青森県観光連盟
205	意見	人件費及び人員構成について	<p>[観光連盟の職員数について]</p> <p>県からふるさと雇用再生特別対策事業や緊急雇用創出対策事業によって、臨時職員が増えているが、必ずしも継続的な雇用には限らない。</p> <p>県の財政支出も今後ますます厳しくなることが予想される中で、観光連盟にとって必要な事業とそれに対応する職員数について明確な方針を持つておくことが望ましい。</p>	<p>県と役割分担を含めた協議を行い、今後、事業の必要性を含めた適正な事業規模及び職員数等については、青森県観光国際戦略推進本部が策定予定の新たな観光戦略や、中期経営計画策定過程で関係機関と協議し、検討していくこととしている。</p>	青森県観光連盟

平成24年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	結果意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
207	意見	事業にかかる事務の執行について	[事業の目的、単位について] 観光連盟は多くの事業を実施しているが、その中には、目的が不明確な場合や類似の事業が複数行われている場合がある。 改めて各事業の目的を確認した上で、必要な場合、事業の単位や取組内容について見直していくことが望ましい。	平成25年度事業を整理・見直し、平成26年度当初予算に向けた取組等を県に要請した。	青森県観光連盟
207	意見	事業にかかる事務の執行について	[事業ごとのコスト把握について] 各事業ごとの費用対効果を評価するには、事業目的を達成するために費やした正確な事業費の把握が不可欠である。今後、県の受託事業や補助事業など、可能なレベルから人件費を含む各事業の費用集計の仕組みの構築について取り組むことが期待される。また、派遣職員分の事業別コスト(特に県派遣職員分)についても別途把握しておくことが望ましい。 県としても、補助事業や委託事業の正確な事業費について報告を受ける必要がある。補助や委託の実績とともに費用についても評価し、次の補助事業や委託事業の企画提案に活用していくべきである。	経営の安定化と収益性向上に取り組むため、人件費を含む各事業の費用集計の仕組みの構築を検討する。	青森県観光連盟
209	結果	出資団体の事務に対する県の関与について	[青森県観光連盟運営費補助金について] 本補助金は、民間主導による観光推進業務の自主的な体制への移行に向けて観光連盟が行う観光振興に係る事業の運営に要する経費について交付することとされている。実際には、特定の事業実施を目的としたものではなく、常勤理事、文化観光推進員の人件費を中心として補助されているものである。 県によると、過去の経緯を踏まえた経過措置とのことであるが、補助金の目的や補助により促進される成果、あるいは補助対象などが明確とは言えない。運営費や管理費は、本来観光連盟の自主財源や受託事業にかかる間接経費分などで賄うべき性格のものである。 県は、目的や対象を明確にして補助金を交付すべきであり、このような形で運営費を補助することは避ける必要がある。	平成25年度の補助金交付要綱において、補助対象事業を具体的に列挙するなど、補助金の目的・対象を明確にした。	青森県観光連盟 (観光企画課)
209	意見	出資団体の事務に対する県の関与について	[震災復興支援誘客促進事業について] 本事業は、東日本大震災の影響で打撃を受けている県内観光産業の復興に向けて緊急的な対策を講じるため県から委託されたものである。 県から観光連盟への委託仕様書では、助成等の対象となる宿泊施設を観光連盟の会員又はその構成員の施設としている。観光連盟の会員やその構成員によって県内の宿泊施設を網羅できていないとすれば、公平性の観点から対象施設を限定することは慎重に行う必要がある。 県から観光連盟を通じて間接補助を行う際には、公平性や公益性の観点にも十分留意して行うことが求められる。	今後は、県から観光連盟を通じて間接補助事業を行う際に、公平性や公益性の観点にも十分留意して行うこととした。なお、当該事業は、震災対応の緊急的な事業で、速やかな実施が必要であったため、助成対象施設を観光連盟の会員又はその構成員の施設としたものである。	青森県観光連盟 (観光企画課)

平成24年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	結果意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
210	意見	出資団体の事務に対する県の関与について	<p>[県補助金・委託料の100%間接補助・再委託について]</p> <p>青森県観光事業振興費補助金及び東北新幹線全線開業1周年情報発信事業費補助金は全額が委託料として支出されている。コンベンション誘致促進事業補助金のうち、コンベンション開催費補助及び戦略的コンベンション誘致拡大事業の補助は、すべて助成金として支出されている。また、青森県観光情報ネットワークシステム事業では、委託料の100%が再委託されている。</p> <p>県は、補助金や委託料が実質的にそのまま観光連盟から他に支出されるような場合、県が直接支出する場合と比較して、観光連盟を介在させる必要性や利点、観光連盟でしかできない事情など、合理的な理由を記録しておくことが必要である。合理的な説明ができない100%再委託等は避けるべきである。</p>	<p>県では、観光連盟への補助・委託する場合には、観光連盟を介在させる必要性や利点、観光連盟でしかできない事情など、合理的な理由を起案に記載することとした。</p>	青森県観光連盟 (観光企画課)
210	意見	出資団体の事務に対する県の関与について	<p>[負担金の根拠文書の保管、及び補助金との区別について]</p> <p>観光連盟への負担金は、それぞれまとまった財政支出であり、その妥当性を十分説明する必要があるとともに、事後的に財政支出による効果を検証し、後年度の企画や予算編成に活かすためにも、金額の根拠や内訳明細等の文書を整理し、添付しておくことが望ましい。</p> <p>また、財源との関係で金額の根拠となる証拠書類を確認する補助金が望ましいとのことで、大型観光キャンペーン事業推進事業費が補助金と負担金に分けて県から観光連盟に支出されている。</p> <p>負担金と補助金は、性質の異なる支出であり、事務手続や必要な文書にも違いが出てくる。状況によって負担金と補助金が恣意的に選択されるようなことがないように、負担金として財政支出をする場合のルールを明確にして運用することが必要である。</p>	<p>県では、負担金は共同で事業を行う場合の一構成員としての支出、補助金は観光連盟の事業への支援としての支出、という考え方に基づいて運用している。</p> <p>なお、平成25年度の支出負担行為において、負担金の根拠や内訳明細等の文書を添付することとした。</p>	青森県観光連盟 (観光企画課)
212	意見	観光連盟の経営管理について	<p>[観光連盟の経営課題への対応について]</p> <p>現在の観光連盟は、県からの派遣職員を減らすとともに自主財源の確保や経費削減などに取り組んでいるところであるが、現在の取組をさらに拡充あるいは深化させる必要がある。</p> <p>また、県との役割分担の中で観光連盟の独自性も重要となるため、民間ならではの機動性や柔軟性、創造性などを十分に発揮できるような事務・事業実施の仕組みや経営管理の体制を構築していくことも求められる。</p> <p>これから、観光連盟独自で主体的な事業展開による実績を積み上げることによって、民間事業者等とのネットワークもより裾野が広がり、強化されていく。それが観光連盟の在価値を高め、将来の民間事業者等の費用負担にもつながっていくものと期待される。</p>	<p>自主財源の確保や経費削減、県派遣職員の削減などの取り組みの拡充・深化について、県と連盟の役割分担などを含め、青森県観光国際戦略推進本部が策定予定の新たな観光戦略や中期経営計画策定過程で関係機関と協議し、検討していくこととしている。</p>	青森県観光連盟